企画競争実施の公示

令 和 ８ 年 １ ０ 月 １ ５ 日

分任支出負担行為担当官九州地方整備局
熊本河川国道事務所長　和田　賢哉

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

１．調達概要

⑴調達件名：白川緑川流域における水防災意識向上に向けた講習会運営支援

⑵調達内容　・水防災意識向上に向けた講習会の企画　　１式
　　・水防災意識向上に向けた講習会の運営補助　１式

⑶履行期間　契約締結の翌日から令和９年３月１２日まで

２．企画競争参加資格要件

次に掲げる条件を満たしている者であること。

⑴予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

⑵競争参加資格（全省庁統一資格）

①　企画提案書の提出時において、令和７・８・９年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

②　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）であること。

⑶企画提案書等の提出期限の日から見積の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑷平成２８年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、下記に示す「同種又は類似業務」について１件以上の実績を有すること。

なお、履行実績の証明書類として、契約書の写し及び仕様書など業務内容が確認できる書類を添付すること。

○同種業務　：一般住民を対象とした水防災意識向上のための講習会の実施

○類似業務　：河川に関する講習会の実施

⑸配置予定管理技術者は、平成２８年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、下記に示す「同種又は類似業務」について１件以上の実績を有すること。

なお、履行実績の証明書類として、契約書の写し及び仕様書など業務内容が確認できる書類を添付すること。

〇同種業務　：一般住民を対象とした水防災意識向上のための講習会の実施

〇類似業務　：河川に関する講習会の実施

⑹配置予定管理技術者は、公示日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む）が５億円未満かつ１０件未満であること。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額５００万円以上の国土交通省以外の発注者（国内外を問わず）のものを含んだ全ての業務。

⑺九州地方整備局管内に本店・支店または営業所等が存在すること。

⑻警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又は、準ずる者として国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑼企画競争実施にかかる説明書の交付を直接受けた者であること。

３．手続等

⑴担当部局

〒８６１-８０２９　熊本県熊本市東区西原１丁目１２番１号

国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所経理課契約係

電話　０９６-３８２-１１２７（内線２２０）

ＦＡＸ０９６-３８２-０６１８

⑵説明書の交付期間、場所及び方法

令和８年１０月１５日から令和８年１１月４日までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時００分から１７時００分まで。場所は⑴に同じ。

説明書は交付場所での手交、電子メール又は郵送等による交付とし、郵送等による交付は郵送料等を別に必要とする。電子メール又は郵送等を希望する場合は、交付場所に問い合わせを行うこと。また、交付を受けた説明書等については、第３者への受渡を行ってはならない。

⑶企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和８年１１月４日　１７時００分

提出場所：⑴に同じ。

提出方法：持参、郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）又は電子メールによること。

⑷企画提案に関するヒアリングの有無

ヒアリング　　無

但し、企画提案書の内容について担当部局より質問する場合がある。

⑸企画提案書の特定については、学識経験者で構成される第三者委員会が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

４．その他

⑴契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵関連情報を入手するための照会窓口　３⑴に同じ。

(3)企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
(4)企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で２次的な使用は行わない。
(5)企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
(6)特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
(7)提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
(8)その他の詳細は企画競争実施にかかる説明書による。